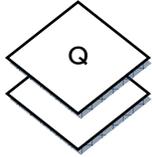




労働相談Q & Aで解決！

フリーランスに関する相談②



契約上はフリーランスとして業務委託を受けていることとなつていますが、働き方の実態は労働者である場合、フリーランス・事業者間取引適正化等法は適用されますか。

A 発注事業者との関係で、受注事業者が労働基準法等における「労働者」と認められる場合は、「特定受託事業者」には該当しません。この場合、当該発注事業者との関係では労働基準法、労働契約法などが適用され、フリーランス・事業者間取引適正化等法は適用されません。

解説はこちら

- 形式的には雇用契約を締結せず、請負契約や準委任契約などの契約で仕事をする場合であっても、労働関係法令の適用にあたっては、契約の形式や名称にかかわらず、個々の働き方の実態に基づいて、各法令における「労働者」に該当するかどうか判断されることになります。
- 発注事業者との関係で、受注事業者が本法の「特定受託事業者」に該当するものであっても、労働組合法における「労働者」と認められる場合があります。この場合、当該発注事業者との関係では、フリーランス・事業者間取引適正化等法が適用されるほか、団体交渉等について労働組合法による保護を受けることができます。

どうすれば？

- まずは、ご自身の働き方の実態を整理して、労働基準法等における「労働者」に該当するか、フリーランス・事業者間取引適正化等法における「特定受託事業者」（フリーランス）に該当するか確認してみましょう。
- 契約締結の際に、発注事業者に契約内容や働き方の実態を確認しましょう。どのような契約でどの法律が適用されるかなどを相互に理解し、トラブルを未然に防止することも大切です。
- フリーランス・トラブル 110 番では、フリーランスの方が発注事業者から業務委託を受けた際に発生したトラブル等に関する相談ができます。

お問い合わせ

○ 山梨県労働委員会事務局

〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁北別館3階

電話 055 (223) 1827

相談時間 8:30~17:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)

URL <https://www.yamanashi.lg.jp/roudou-iin/>

◎ フリーランス・トラブル110番 (厚生労働省委託事業)

電話 0120 (532) 110

相談時間 9:30~16:30 (土・日・祝日を除く)

URL <https://freelance110.mhlw.go.jp/>